

掛川市告示第71号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり公営住宅使用料の収納事務を委託した。

平成30年5月14日

掛川市長 松 井 三 郎

1 委託先

- (1) 名 称 自治体支援弁護士プロジェクトチーム
- (2) 代表者 代表 瀧 康暢
- (3) 所在地 愛知県一宮市公園通3丁目30番6号

2 委託する収納事務

市営住宅、再開発住宅に係る使用料（敷金を除く。）のうち、退去済滞納者に係る使用料の収納事務

3 委託期間

平成30年5月9日から平成31年2月28日まで